

議案第 15 号

消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(学校その他の教育機関の施設使用に関する条例の一部改正)

第1条 学校その他の教育機関の施設使用に関する条例(昭和30年境港町条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

使用時間	室別	学校体育館 (武道場を含む。)	学校 (1教室につき)
		円	円
午前8時～正午		330	330
正午～午後5時		330	330
午後5時～午後10時		550	550

備考 学校体育館(武道場を含む。)使用の場合は、電気使用料330円を別に徴収する。

(境港市公民館条例の一部改正)

第2条 境港市公民館条例(昭和31年境港市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
520	630	1,080	1,280	1,600	1,930
420	520	850	1,080	1,280	1,600

」を

「

円	円	円	円	円	円
530	640	1,100	1,300	1,630	1,960
420	530	860	1,100	1,300	1,630

」に改める。

(境港市公園条例の一部改正)

第3条 境港市公園条例(昭和40年境港市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「210円」を「220円」に、「1,050円」を「1,100円」に改め、

同表第2項中

「

1日につき	6,480円
入場料総額の100分の1.5	

1日につき	3,760円
入場料総額の100分の1	
1日につき	2,680円
入場料総額の100分の0.5	
	1,710円
	3,440円
	5,160円
	850円
	1,710円
	2,570円
	950円
	1,930円
	2,900円
	630円
	300円
	630円
	2,160円
	3,240円
	5,400円
	1,080円
	1,600円
	2,680円

」を

「

1日につき	6,600円
入場料総額の100分の1.5	
1日につき	3,830円
入場料総額の100分の1	
1日につき	2,730円
入場料総額の100分の0.5	
	1,740円
	3,500円
	5,250円
	860円
	1,740円

2,610円
960円
1,960円
2,950円
640円
300円
640円
2,200円
3,300円
5,500円
1,100円
1,630円
2,730円

」に改め、同表第3項中「2,910

円」を「2,960円」に改める。

別表第2中「520円」を「530円」に改める。

(境港市民スポーツ広場条例の一部改正)

第4条 境港市民スポーツ広場条例(昭和54年境港市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,080円」を「2,110円」に改める。

(境港市市場関係者詰所条例の一部改正)

第5条 境港市市場関係者詰所条例(昭和59年境港市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「月額1,182円」を「月額1,204円」に改める。

(境港市民温水プール条例の一部改正)

第6条 境港市民温水プール条例(昭和62年境港市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

260円	390円	520円
2,600円	3,900円	5,200円

」を

「

270円	400円	540円
2,700円	4,000円	5,400円

」に、

「

190円	290円	380円
------	------	------

」を

「

190円	300円	390円
------	------	------

」に、「1,360円」を「1,420円」に改める。

(境港市公共下水道条例の一部改正)

第7条 境港市公共下水道条例(平成元年境港市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第18条中「算定した額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を含み、その額に」を「算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に」に改める。

別表中

「

使用料 (1か月につき)
1,404円
183.60円
207.36円
266.76円
313.20円
326.16円
338.04円
183.60円

「

金額 (1か月につき)
1,300円
170円
192円
247円
290円
302円
313円
170円

」を

」に改める。

(境港市地区体育館条例の一部改正)

第8条 境港市地区体育館条例(平成3年境港市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「1,940円」を「1,970円」に、「940円」を「950円」に改め、同表第2項中

「

630円	630円	630円	630円	630円	2,940円
300円	300円	300円	300円	300円	1,420円

」を

「

640円	640円	640円	640円	640円	2,990円
300円	300円	300円	300円	300円	1,440円

」に改める。

(境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正)

第9条 境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年境港市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第2号中「1,020円」を「1,047円」に改め、同項第3号中「3,080円」を「3,142円」に改める。

別表第1中「30円」を「31円」に、「61円」を「62円」に改める。

別表第2中「100円」を「104円」に、「170円」を「178円」に改める。

(海とくらしの史料館条例の一部改正)

第10条 海とくらしの史料館条例(平成6年境港市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「410円」に改める。

(境港市渡漁港管理条例の一部改正)

第11条 境港市渡漁港管理条例(平成6年境港市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考第6項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中「4,910」を「5,000」に、「5,900」を「6,000」に、「6,880」を「7,000」に、「7,370」を「7,500」に、「8,840」を「9,000」に、「10,310」を「10,500」に改める。

(境港市道路占用料徴収条例の一部改正)

第12条 境港市道路占用料徴収条例(平成9年境港市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(さかいポートサウナ条例の一部改正)

第13条 さかいポートサウナ条例(平成9年境港市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

250円	2,500円
510円	5,100円
300円	3,000円

」を

「

260円	2,600円
520円	5,200円
310円	3,100円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(不特定かつ多数の者が使用する施設の使用料に関する経過措置)
- 2 第1条から第4条まで、第6条、第8条、第10条及び第13条の規定による改正後の各施設の使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。
(境港市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第7条の規定による改正後の境港市公共下水道条例第18条及び別表の規定は、施行日以後に排除した汚水で、平成32年1月1日以後に排除汚水量の認定を行う汚水に係る使用料の額の算定から適用し、施行日以後に排除した汚水で、施行日から平成31年12月31日までに排除汚水量の認定を行う汚水に係る使用料の額の算定については、なお従前の例による。
(境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第9条の規定による改正後の境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に購入した指定袋等の処理手数料の額について適用する。ただし、施行日前に指定袋等を購入した場合の処理手数料の額については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 消費税率等の引き上げに伴う料金の改正

平成31年10月1日より、消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げとなることに対応するため、料金を改正する。

条 例 名	主な料金(円)		備 考
	改正前	改正後	
学校その他の教育機関の施設使用に関する条例(第1条関係)	300	330	学校体育館 (8時～正午)
境港市公民館条例(第2条関係)	520	530	大会議室(9時～12時)
境港市公園条例(第3条関係)	2,910	2,960	夜間照明施設(竜ヶ山 球場、30分)
境港市民スポーツ広場条例(第4条関係)	2,080	2,110	夜間照明施設(30分)
境港市市場関係者詰所条例(第5条関係)	1,182	1,204	1平方メートル当たり
境港市民温水プール条例(第6条関係)	520	540	個人使用 大人
境港市公共下水道条例(第7条関係)	1,404	1,430	基本使用料 (別表の使用料の額を 税抜表示へ変更)
		税抜 (1,300)	
境港市地区体育館条例(第8条関係)	630	640	渡体育館(9時～正午)
境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(第9条関係)	30	31	家庭用ごみ袋中(300)
海とくらしの史料館条例(第10条関係)	400	410	一般入館料
境港市渡漁港管理条例(第11条関係)	4,910	5,000	市内の住所者で、 船舶の長さ5.5m未満
境港市道路占用料徴収条例(第12条関係)	1.08を 乗じた額	1.10を 乗じた額	課税対象の場合
さかいポートサウナ条例(第13条関係)	510	520	一般料金

2 施行期日

平成31年10月1日

議案第16号

境港市消防団条例の一部を改正する条例制定について

境港市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月27日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市消防団条例の一部を改正する条例

境港市消防団条例（昭和35年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、任用その他身分取扱い」を「、任用、分限及び懲戒、服務その他身分取扱い」に改める。

第2条第3項を削る。

第3条の見出しを「消防団員の定員」に改める。

第4条を削る。

第5条を次のように改め、同条を第4条とする。

（任用）

第4条 消防団員は、次の資格を有する者のうちから任用する。

- （1）本市に居住又は勤務している者
 - （2）年齢18歳以上の者
 - （3）志操堅固、身体強健であって、公共的精神がおう盛である者
- 2 前項の任用は、消防団長（以下「団長」という。）にあっては、消防団の推薦に基づき市長が任用し、団長以外の消防団員にあっては、団長が市長の承認を得て任用するものとする。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（欠格条項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- （1）成年被後見人又は被保佐人
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）第8条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （4）6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
- （5）境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

第15条を第17条とし、第14条中「、死亡又は負傷した」を「死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合において、」に改め、同条を第16条とする。

第13条第5号を次のように改め、同条を第15条とする。

- （5）職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の見出しを「服務」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、別に規則で定める。

第6条の次に次の1条を加える。

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、消防団員として必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

- (1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第4条第1項第1号に該当しなくなったとき。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 欠格条項及び分限に関する規定の追加等

消防団の組織強化のため、消防組織法において条例で定めることとなっている消防団員の身分取扱い（欠格条項及び分限）についての規定を追加し、適正な運営を図る。また、消防組織法に規定するその他の項目について、所要の整理を行う。

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 17 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に、「書類を提示しなければならない」を「書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 特例対象被保険者等に係る申告時の提示書類の緩和（第23条の2関係）
特例対象被保険者等であることが、マイナンバーによる情報連携により把握可能な場合には、雇用保険受給資格証等の提示を不要とする。

- 2 施行期日
平成31年4月1日

議案第18号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月27日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（被保険者としない者）

第2条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 国民健康保険の被保険者の適用除外を規定（第2条の2関係）

児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者のないものについて、「特別の事由がある者」として、国民健康保険の被保険者とししないものとする。

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 19 号

境港市民体育館条例の一部を改正する条例制定について

境港市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市民体育館条例の一部を改正する条例

(境港市民体育館条例の一部改正)

第1条 境港市民体育館条例(昭和55年境港市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

大体育室	1/2の場合	800円	800円	800円	800円	800円	3,700円
	1/3の場合	530円	530円	530円	530円	530円	2,470円
武道場	1/2の場合	200円	200円	200円	200円	200円	950円
小学生及び中学生		1時間につき10円					
高校生		1時間につき20円					
一般		1時間につき30円					

」を

「

大体育室	1/3の場合	530円	530円	530円	530円	530円	2,470円
武道場	1/2の場合	200円	200円	200円	200円	200円	950円
小学生及び中学生		1時間につき10円					
高校生		1時間につき20円					
一般		1時間につき30円					
ターゲットバードゴルフ場		1回につき200円					
		回数券1,000円(7枚綴)					
		年間利用券6,000円					

」に改

め、

同表第2項中

「

大体育室	1/2の場合	630円	630円	630円	630円	630円	2,950円
	1/3の場合	420円	420円	420円	420円	420円	1,950円

」を

「

大体育室	1/2の場合	630円	630円	630円	630円	630円	2,950円
------	--------	------	------	------	------	------	--------

」に改

める。

第2条 境港市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

1,610円	1,610円	1,610円	1,610円	1,610円	7,470円
27,000円	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円	124,860円

」を

「

1,640円	1,640円	1,640円	1,640円	1,640円	7,600円
27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	127,170円

」に、

「1,610円を加算した額」を「1,640円を加算した額」に、「7,470円を加算した額」を「7,600円を加算した額」に、「27,000円を加算した額」を「27,500円を加算した額」に、「124,860円を加算した額」を「127,170円を加算した額」に、

「

420円	420円	420円	420円	420円	1,950円
800円	800円	800円	800円	800円	3,700円
530円	530円	530円	530円	530円	2,470円
200円	200円	200円	200円	200円	950円

」を

「

420円	420円	420円	420円	420円	1,980円
810円	810円	810円	810円	810円	3,760円
540円	540円	540円	540円	540円	2,510円
200円	200円	200円	200円	200円	960円

」に改め、

同表第2項中

「

1,280円	1,280円	1,280円	1,280円	1,280円	5,940円
21,600円	21,600円	21,600円	21,600円	21,600円	99,890円

」を

「

1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	6,050円
22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	101,740円

」に、

「1,280円を加算した額」を「1,300円を加算した額」に、「5,940円を加算した額」を「6,050円を加算した額」に、「21,600円を加算した額」を「22,000円を加算した額」に、「99,890円を加算した額」を「101,740円を加算した額」に、

「

630円	630円	630円	630円	630円	2,950円
------	------	------	------	------	--------

」を

「

640円	640円	640円	640円	640円	3,000円
------	------	------	------	------	--------

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 ターゲットバードゴルフ場使用料の設定（第1条関係）

境港市民体育館条例にターゲットバードゴルフ場使用料を規定する。

2 消費税率等の引き上げに伴う料金の改正（第2条関係）

平成31年10月1日より消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げとなることに対応するため、料金を改正する。

主な区分	料金(円)	
	改正前	改正後
体育館(大体育室・アマチュアスポーツ・入場料なし・全日)	7,470	7,600
体育館(武道場・全日)	1,950	1,980
第2体育館(大体育室・アマチュアスポーツ・入場料なし・全日)	5,940	6,050

3 施行期日

1については、平成31年4月1日

2については、平成31年10月1日

議案第 20 号

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例制定について

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市文化ホール条例の一部を改正する条例

(境港市文化ホール条例の一部改正)

第1条 境港市文化ホール条例（平成6年境港市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 境港市立の学校が主催し、又は参加して行うときは、減額又は免除

第2条 境港市文化ホール条例の一部を次のように改正する。

別表1中

「

円	円	円	円	円	円
3,820	5,100	6,360	7,650	10,190	12,750
4,550	6,090	7,650	9,150	12,200	15,300
4,940	6,600	8,270	9,930	13,240	16,580
5,900	7,920	9,930	11,910	15,850	19,860
7,650	10,190	12,750	15,300	20,400	25,510
9,110	12,200	15,300	18,310	24,420	30,610
150	150	150	150	200	300
510	510	510	930	930	1,350

」を

「

円	円	円	円	円	円
3,890	5,190	6,470	7,790	10,370	12,980
4,630	6,200	7,790	9,320	12,420	15,580
5,030	6,720	8,420	10,110	13,480	16,880
6,000	8,060	10,110	12,130	16,140	20,220
7,790	10,370	12,980	15,580	20,770	25,980
9,270	12,420	15,580	18,640	24,870	31,170
150	150	150	200	200	300
520	520	520	940	940	1,370

」に改め、同

表備考中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表3を次のように改める。

別表3（第10条関係）

冷暖房装置使用料

区分		単位		金額
冷房	ホール	1時間		2,460円
	楽屋、リハーサル室 (1室当たり)	午前	9:00～12:00	100円
		午後	13:00～17:00	100円
		夜間	18:00～22:00	100円
		昼間	9:00～17:00	200円
		昼夜間	13:00～22:00	200円
		全日	9:00～22:00	300円
暖房	ホール	1時間		2,140円
	楽屋、リハーサル室 (1室当たり)	午前	9:00～12:00	100円
		午後	13:00～17:00	100円
		夜間	18:00～22:00	100円
		昼間	9:00～17:00	200円
		昼夜間	13:00～22:00	200円
		全日	9:00～22:00	300円

備考

1時間未満の端数は1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の使用料の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料の額について適用する。ただし、施行日前に使用料を納付した場合の使用料の額については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 使用料の減免対象の追加（第11条関係）
市内小中学校が利用した場合の使用料の減免を規定する。
- 2 消費税率等の引き上げに伴う料金の改正（別表1、別表2及び別表3関係）
平成31年10月1日より消費税及び地方消費税を合わせた税率が8%から10%に引き上げとなることに対応するため、料金を改正する。

主な区分	料金(円)	
	改正前	改正後
ホール(非営利・入場料なし・平日・全日)	12,750	12,980
ホール(非営利・入場料あり・平日・全日)	16,580	16,880
ホール(営利・平日・全日)	25,510	25,980
イベントスペース(全日)	1,350	1,370

- 3 冷暖房装置使用料の対象の追加（別表3関係）
楽屋及びリハーサル室の冷暖房装置使用料を規定する。
- 4 施行期日
1については、平成31年4月1日
2及び3については、平成31年10月1日

議案第 2 1 号

境港市下水道料金等審議会条例の一部を改正する条例制定について

境港市下水道料金等審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市下水道料金等審議会条例の一部を改正する条例

境港市下水道料金等審議会条例（平成元年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額（以下「料金等」という。）について審議するため」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共下水道使用料及び公共下水道事業受益者負担金に関する事項を調査及び審議する。

第3条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日までとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 審議会招集要件の改正（第2条関係）

審議会の招集を、料金等に関する条例を議会に提出する場合から、条例の制定又は改正の可否に係わらず招集できるよう改める。

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 22 号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度から平成32年度まで」に、「34,400円」を「28,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「28,700円」とあるのは、「47,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「28,700円」とあるのは、「55,500円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 低所得者の保険料率の軽減（第2条関係）

平成31年10月1日の消費税率等の引き上げに伴い、低所得者に対する更なる軽減を図る。

段階	現 行		改正後	
	割合	保険料 (年額)	割合	保険料 (年額)
第1段階	0.45	34,400円	0.375	28,700円
第2段階	0.73	55,800円	0.625	47,800円
第3段階	0.73	55,800円	0.725	55,500円

2 施行期日

規則で定める日

議案第 23 号

境港市福祉事務所に嘱託医を置くことの条例の一部を改正する条例
制定について

境港市福祉事務所に嘱託医を置くことの条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市福祉事務所に嘱託医を置くことの条例の一部を改正する条例

境港市福祉事務所に嘱託医を置くことの条例（昭和31年境港市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医療扶助」を「医療扶助及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定による受給資格認定」に、「嘱託医3名」を「嘱託医6名以内」に改める。

第2条に次の1号を加える

(5) 児童扶養手当受給資格認定に伴う障害状態の審査に関すること。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 児童扶養手当受給資格認定に関する改正（第1条及び第2条関係）

受給資格認定に必要となる障害の程度の判定は、これまで市に代わり県が実施してきたが、平成31年度からは市が実施するため所要の改正を行う。

- (1) 目的及び職務内容に、児童扶養手当の受給資格認定に関する事項を追加
- (2) 嘱託医の定数を、3名から6名以内に改定

2 施行期日

平成31年4月1日

議案第 24 号

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 27 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「保証人及び利率」に改め、同条中「災害援護資金は」を「災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」に、「年3パーセントとする」を「有利子とし、その利率については年3パーセント以内で規則で定める」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「、半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人、一時償還」を「、一時償還」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の境港市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 災害援護資金の貸付利率の見直し（第14条関係）

災害弔慰金の支給に関する法律の改正に伴い、現行3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村が独自に条例で制定できることとなった。貸付利率を保証人がある場合は無利子、ない場合は低利子（規則で1%の利率を規定）の利率を設定し、被災者の返済負担の軽減を図る。

2 償還方法の追加（第15条関係）

償還方法に月額償還を追加する。

3 施行期日

平成31年4月1日